



東労基発0603第1号  
令和8年6月3日

一般社団法人 東京都トラック協会  
会長 殿

東京労働局労働基準部長



「高年齢者の労働災害防止のための指針」の周知について（依頼）

日頃から労働安全衛生行政の運営につきまして、御理解、御協力いただき、御礼を申し上げます。

さて、令和7年5月14日に公布された労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和7年法律第33号）による改正後の労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第62条の2第2項の規定に基づき、令和8年2月10日に「高年齢者の労働災害防止のための指針」（以下「指針」といいます。）が公示され、令和8年4月1日から適用されています。

今般、当局におきまして、指針に基づき事業者が取り組むべき事項について、「解説動画」「リーフレット」を作成しましたので、御活用いただき、傘下会員等に対し、貴団体の広報媒体等を通じた周知に御協力をお願いします。

【掲載場所】

[https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/news\\_topics/kyoku\\_oshirase/roudou\\_kijun/tentou\\_00003.html](https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/news_topics/kyoku_oshirase/roudou_kijun/tentou_00003.html)

【解説動画】

【ショート動画】

【リーフレット（8頁版、2頁版掲載）】

